

平成27年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第1号	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第2号	亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議案第3号	亀山市情報公開条例の一部を改正する条例・・・・ 4
議案第4号	亀山市行政手続条例の一部を改正する条例・・・・ 5
議案第5号	亀山市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・ 7
議案第6号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 8
議案第7号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・ 9
議案第8号	亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
議案第9号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・ 11
議案第10号	亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13
議案第11号	亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例・・ 14
議案第12号	亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例・・ 15
議案第13号	亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例・・ 17

議案第 1 4 号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
議案第 1 5 号	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改 正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
議案第 1 6 号	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	2 0
議案第 1 7 号	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
議案第 1 8 号	亀山市消防団条例の一部を改正する条例	2 2
議案第 1 9 号	亀山市保育の実施に関する条例を廃止する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3

件名	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	-------------------------	------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されました。

これにより、新制度の対象となる保育所などの施設の利用にかかる保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況等に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立保育所は新制度に移行することから、市立保育所の利用者負担額等を定めるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 市立保育所の利用者負担額等の徴収に関し必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係>
- (2) 条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係>
- (3) 市立保育所の利用者負担額は、政令で定める額を限度として規則で定める額とします。 <第3条関係>
- (4) 市立保育所において保育を受けた子どもの支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の中途に入所し、または退所した場合には日割りで徴収することなどを定めることとします。 <第4条関係>
- (5) 市長が特別の理由があると認めるときに、利用者負担額を減額し、または免除することができることとします。 <第5条関係>
- (6) 市立保育所において延長保育を受けた子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収することとします。 <第6条関係>
- (7) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第7条関係>

3 その他

(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。

(2) 附則において、本条例を引用する必要がある次の条例の一部を改正し、
条項の整理を行います。

ア 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例

イ 亀山市産業振興条例

ウ 亀山市公共下水道条例

エ 亀山市営住宅条例

オ 亀山市子どもの出生祝金条例

件名	亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例	教育委員会事務局 教育総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、平成27年4月1日から施行されます。</p> <p>これにより、新制度の対象となる幼稚園などの施設の利用にかかる保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況等に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立幼稚園は新制度に移行することから、市立幼稚園の利用者負担額を定めるため、亀山市立幼稚園保育料徴収条例を全部改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 旧制度において「保育料」としていた施設利用に係る徴収金は、新制度において「利用者負担額」とすることとされたため、「保育料」を「利用者負担額」に改めます。 <題名及び第1条関係></p> <p>(2) 条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係></p> <p>(3) 市立幼稚園の利用者負担額は、月額6,000円を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とします。 <第3条関係></p> <p>※ 旧制度における保育料については、一律月額6,000円であり、世帯の所得等に応じて減免しています。</p> <p>(4) 市立幼稚園において教育を受ける園児の支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の途中で入園し、または退園した場合には日割りで徴収することなどを定めることとします。 <第4条関係></p> <p>(5) 市長が特別の理由があると認めるときなどに、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとします。 <第5条関係></p> <p>(6) 条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。 <第6条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市情報公開条例の一部を改正する条例	企画総務部 総務法制室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）の改正規定の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>法律において規定する「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「行政執行法人」として規定されたことから、条例で引用する当該法人の規定を改めます。 <第7条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市行政手続条例の一部を改正する条例	企画総務部 総務法制室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>処分や行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実に図るため、行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号。以下「改正法」といいます。）が、平成27年4月1日から施行されます。</p> <p>地方自治体において、この改正法は、「法律に根拠を有する処分」についてのみ適用があり、「条例に根拠を有する処分」や「行政指導」については適用除外とされています。他方で、地方自治体は、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。</p> <p>このことから、市の行政手続制度においても、行政手続法と同様の改正が必要となるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 行政指導に携わる者が、許認可等をする権限や許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その相手方に対して、その権限の根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととします。 <第33条関係></p> <p>(2) 法律又は条例に規定する要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合には、指導を受けた相手方は、行政指導をした市の機関に中止等を求めることができることとします。 <第35条関係></p> <p>(3) 何人も、法令違反の事実を発見した場合には、処分や行政指導の権限がある市の機関等に対して、是正のための処分や行政指導を求めることができることとします。 <新第36条の2関係></p> <p>(4) 行政手続法の改正に合わせ、語句の表記を改めることとします。 <第2条から第4条まで、第13条から第15条まで、第22条及び第28条関係></p> <p>ア 「名あて人」を「名宛人」に改めます。</p> <p>イ 「かかわる」を「関わる」に改めます。</p>		

3 その他

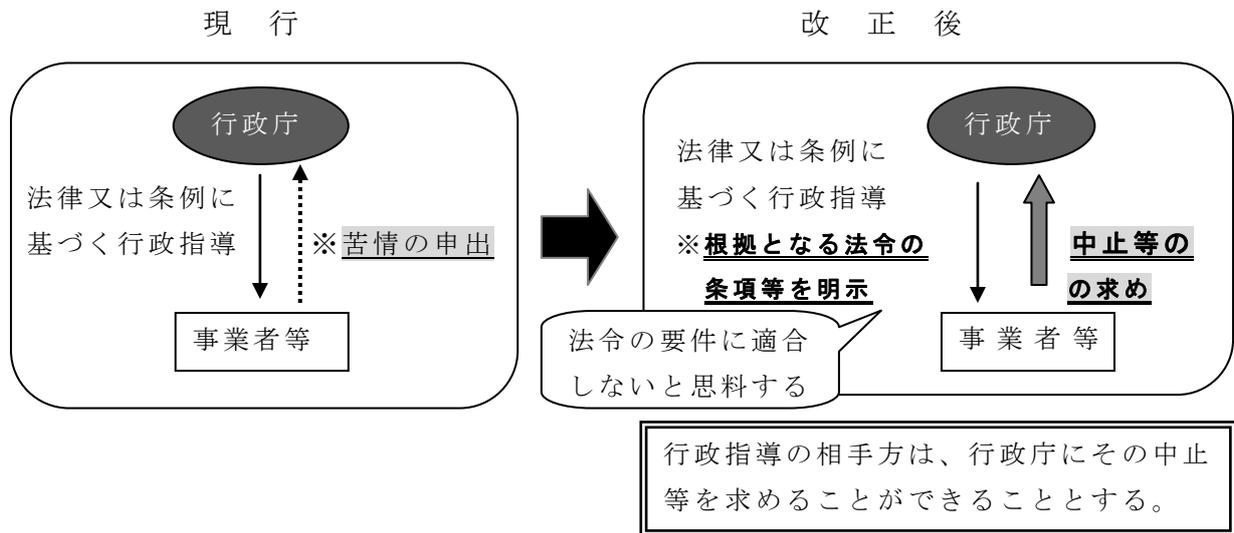
(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。

(2) 附則において、本条例を引用している次の条例の一部を改正し、条項の整理を行います。

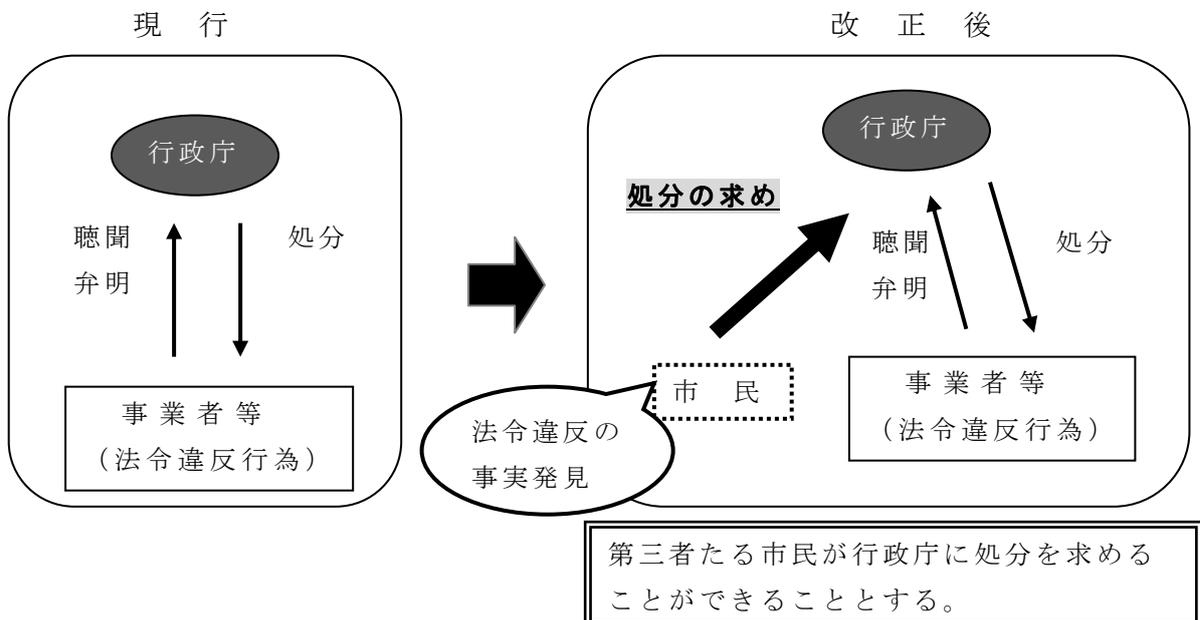
- ア 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例
- イ 亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- ウ 亀山市税条例
- エ 亀山市国民健康保険税条例

(参考)

○行政指導の方式及び行政指導の中止等の求め



○処分等の求め



件名	亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条が第19条に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜第1条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

<p>件名</p>	<p>亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>教育委員会事務局 教育総務室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例が引用している「教育公務員特例法」第16条の規定が削除されたことに伴い、条文の整備を行います。 <第1条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成26年8月7日の人事院勧告に鑑み、国の一般職に属する職員の給与制度の総合的な見直しが行われ、平成27年4月1日から実施されることから、市の一般職の職員の給与等においても国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 給料表水準の引下げに合わせ、地域手当の支給割合、支給地域等が見直されたため、平成30年4月1日から、地域手当の支給割合について4%を6%に改めます。 <第26条関係></p> <p>(2) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合には、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額の管理職特別勤務手当を支給することとします。 <第34条関係></p> <p>(3) 医療職給料表（一）を除くすべての給料表について、給料月額を平均2%引き下げることとします。 <別表第1、別表第3及び別表第4関係></p> <p>(4) 55歳を超える職員（行政職（一）6級相当以上）に対して平成22年度から実施している給料等の1.5%減額支給措置については、55歳を超える職員の給与の適正化を講ずることから、平成30年3月31日をもって廃止することとします。 <附則第11項関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。</p> <p>(2) 給料表の水準の引下げによる職員の生活への影響を緩和するため、施行日から平成30年3月31日までの3年間に限り、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、その差額を給料として支給する経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	-------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律」（平成26年法律第107号）が平成27年1月19日に施行されました。この法律により国家公務員の退職手当が改正されたことから、市の一般職の職員の退職手当においても国に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

退職した職員の退職前5年間の職責に応じて、退職手当の基本額に加算することとされている「調整額」について、調整月額を次のように改めます。

また、勤続期間が24年以下の自己都合退職者以外の退職者であり第5号区分に該当する者について、他の区分と同様に退職手当の基本額に調整額を加算して支給することとします。 <第9条の4関係>

区分	現行 (円)	改正後 (円)	(参考) 職員の区分				
			行 (一)	行 (二)	医 (一)	医 (二)	医 (三)
第1号	41,700	54,150	7級		4級		
第2号	33,350	43,350	6級		3級	6級	6級
第3号	25,000	32,500	5級				5級
第4号	20,850	27,100	4級	5級	2級	5級	4級
第5号	16,700	21,700	3級	4級		4級	3級
				3級(120 月以上)		3級	2級(360 月以上)

※第6号区分については、改正はありません。

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	環境産業部森林林業室 建設部建築開発室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>次の法改正等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>(1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第46号)の改正規定の一部が平成27年5月29日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 「建築基準法の一部を改正する法律」(平成26年法律第54号)の改正規定の一部が平成27年6月1日から施行されることに伴い、構造計算適合性判定制度が見直されることから、所要の改正を行います。</p> <p>(3) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度が見直され、国土交通省より長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務実施体制整備等について技術的助言がなされたことから、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定手数料について、所要の改正を行います。</p> <p>(4) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する変更認定及び地位承継の承認に係る手数料を徴収するため、所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 亀山市手数料条例の一部改正(第1条による改正)</p> <p>ア 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。 <別表第1関係></p> <p>イ 建築確認審査における構造計算適合性判定(以下「判定」といいます。)は建築主事が判定機関に求めなければならない事務であり、これまで確認申請時に判定の手数料を加算して徴収し、委託料として判定機関に支出していましたが、法改正により建築主が判定機関に直接支払うこととなるため、判定に係る手数料の規定を削ることとします。 <別表第3、別表第4及び別表第5関係></p> <p>ウ 法改正により、移転については同一敷地内での移転だけでなく別敷地に</p>		

移転する場合も移転として定義されましたが、確認申請等の手数料については、別敷地に移転する場合の手数は新築と同額の手数を徴収することとします。 <別表第3関係>

エ 長期優良住宅建築等計画の認定において、住宅性能評価制度を活用する新たな審査区分に対する手数料の規定を加えることとします。

<別表第4関係>

(2) 亀山市手数料条例の一部改正(第2条による改正)

長期優良住宅建築等計画の認定において、変更認定及び地位承継の承認申請に対する手数料の規定を加えることとします。 <別表第4関係>

3 その他

施行日は、平成27年6月1日から施行します。ただし、一部の改正規定については、次の日から施行します。

(1) のエ・・・平成27年4月1日

(1) のア・・・平成27年5月29日

(2) ……平成27年7月1日

件名	亀山市教育に関する事務の職務 権限の特例に関する条例の一部 を改正する条例	教育委員会事務局 教育総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条の2が第23条に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;"><本則関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正後の児童福祉法の規定に合わせ、保育所の設置に係る規定中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めます。 <第1条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	----------------------	------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 待機児童館の設置根拠を、児童福祉法第24条第1項ただし書きから同法第24条第7項に改めます。 <第1条関係>

(2) 子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正により改められた規定中の表現について、次のとおり法律に合わせた表現に改めます。

<第1条、第3条、第4条及び第10条関係>

ア 「保育所への入所」及び「保育所に入所」を「保育所等の利用」に改めます。

イ 「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めます。

ウ 「保育費用」を「利用者負担額」に改めます。

(3) 待機児童館に入所することができる児童を、「亀山市保育の実施に関する条例（平成17年亀山市条例第86号）第2条に規定する保育の実施基準に該当する児童」から、「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由に該当する児童」に改めます。 <第4条関係>

(4) 子ども・子育て支援新制度において、標準的な保育の利用については、1日8時間の就労に通勤時間を加えた11時間の保障が必要とされたことから、待機児童館における1日の保育時間を「8時間」から「11時間」に改めます。 <第6条関係>

(5) 待機児童館における保育料については、認可保育所の保育料と同額としていることから、新たに制定する「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収

に関する条例」で定める利用者負担額と同額とします。 <第10条関係>

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

件名	亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年亀山市条例第24号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称について、新制度の実施に合わせて国において使用する名称である「放課後児童クラブ」に統一するため、併せて所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称を「学童保育所」から「放課後児童クラブ」に改めます。 <題名、第1条から第10条まで及び別表第1関係></p> <p>(2) 放課後児童クラブの定員をおおむね40人に改めます。 <第2条及び別表第1関係></p> <p>(3) 放課後児童クラブを利用できる対象児童を「おおむね10歳未満の小学校就学児童」から「小学校就学児童」に改めます。 <第7条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。</p> <p>(2) 施行日前から存在する放課後児童健全育成事業を実施する施設については、当分の間、2の(2)の規定は、適用しないことができることとし、この場合において、当該施設の定員は、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地方税法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第132号。以下「政令」といいます。）により、平成26年4月1日から国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

また、地方税法施行規則の一部改正に伴う条項の整理を行うため、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。 <第2条及び第26条関係>

	現行	改正後
後期高齢者支援金等課税額	14万円	16万円
介護納付金課税額	12万円	14万円

- (2) 本条例で引用している「地方税法施行規則」第24条の37が第24条の36に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

<第23条関係>

3 その他

- (1) 施行日は、2の(1)については平成27年4月1日とし、2の(2)については、公布の日とします。
- (2) 改正後の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

(参考)

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の課税限度額（51万円）については改正を行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税額（基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額＋介護納付金課税額）の限度額は、81万円になります。

件 名	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 下水道室
-----	---------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昼生地区の農業集落排水処理施設が供用を開始することに伴い、当該処理施設の設置及び新規加入金について定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 昼生地区の農業集落排水処理施設の設置について、その名称、位置及び処理すべき区域を定めます。 <別表第1関係>

(2) 当該処理施設の処理区域に属する区域の新規加入金は、1戸当たり430,000円とします。 <別表第3関係>

3 その他

施行日は、平成27年3月31日とします。

(参考)

昼生地区処理場の概要

- ・ 処理施設計画人口 1,510人
- ・ 受益戸数 473戸
- ・ 他地区の新規加入金の額

区 域	新規加入金(1戸当たり)
田村地区浄化センターの処理区域に属する区域	430,000円
井尻地区処理場の処理区域に属する区域	730,000円
小川地区処理場の処理区域に属する区域	670,000円
白木地区処理場の処理区域に属する区域	530,000円
辺法寺地区処理場の処理区域に属する区域	520,000円
白木一色地区浄化センターの処理区域に属する区域	400,000円
沓掛地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
上加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	220,000円
下加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	240,000円
両尾・安坂山地区処理場の処理区域に属する区域	380,000円
坂下地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
市瀬地区浄化センターの処理区域に属する区域	360,000円
南部地区処理場の処理区域に属する区域	350,000円

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 営繕住宅室
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成21年3月策定）において、平成27年度までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしています。

このため、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

借上げによる市営住宅として、次の住宅を新たに設置します。

＜別表第1関係＞

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成27年度	野村団地住宅	野村一丁目10番7-101号、10番7-202号、10番7-203号、10番7-205号及び10番7-303号	中層耐火3階	5

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件 名	亀山市水道事業給水条例の一部 を改正する条例	建 設 部 上下水道局 上 水 道 室
-----	---------------------------	---------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

三重県企業庁が経営する水道用水供給事業の料金が、5年間の総括原価に基づき見直されます。これにより、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系（以下「北中勢水道」といいます。）の基本料金が平成27年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

北中勢水道に係る給水を受ける場合の水道料金について、1月の基本料金を次のとおり改正します。 <別表第2関係>

	現 行	改 正 後
1月の基本料金 (基本使用水量1 m ³ につき)	3, 0 7 8 円 (※)	2, 7 9 7 円 2 0 銭 (※)

(※) 消費税を含む額です。

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とし、同年4月分として徴収する水道料金から適用します。

件名	亀山市消防団条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
----	--------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が制定され、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇を改善するため、活動の実態に応じた適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずることとされました。

このことから、消防団員が災害に出動した場合等に支給する費用弁償の額を改定するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

消防団員が災害に出動した場合等に支給する費用弁償の額を次のように改定します。 <第14条、別表第2関係>

【現行】

区分	金額
水火災	1回につき4,100円
訓練	1回につき4,100円
警戒	1回につき4,100円

【改正後】

区分	金額
水火災その他の災害に出動した場合	1回につき5,000円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合	1回につき4,000円
訓練に参加した場合	1回につき4,000円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）を行った場合	1回につき4,000円
研修及び会議に出席した場合	1回につき3,000円

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

件名	亀山市保育の実施に関する条例を廃止する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されました。これにより、条例委任となっていました保育の実施基準については、特定教育・保育の利用についての要件として内閣府令で定めることとなり、「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年内閣府令第44号）に規定されました。</p> <p>このため、保育の実施基準について市が条例で定める必要がなくなったことから、本条例を廃止します。</p> <p>2 廃止内容</p> <p>本条例を廃止します。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		